

(案)

第 2 次 藤 沢 市 都 市 農 業 振 興 基 本 計 画



目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 都市農業の定義	3
第2章 都市農業を取り巻く環境.....	4
1 都市農業の現状	4
2 都市農業の転換期.....	4
3 都市農地政策の経緯	5
4 都市農業振興基本計画.....	6
5 都市農業の多様な機能.....	6
第3章 藤沢市の農業.....	8
1 藤沢市の農業・農地の役割	8
2 藤沢市の農業の現状	8
3 これまでの主な取組	12
4 藤沢市の農業の課題	16
第4章 新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針.....	20
1 藤沢市の農業の将来像.....	20
2 基本方針	20
3 体系図.....	21
4 目標値と主な取組.....	22
5 第1次計画と第2次計画の比較表	30
第5章 計画推進のために	32
1 関係機関等との連携	32
2 計画の進行管理	32
参考資料	
藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会設置要綱.....	34
藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会委員名簿.....	36

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

高度経済成長期、市街地の急激な拡大の中、都市農業は、住宅地に隣接することで生じる農薬飛散や臭気等による周辺住民との軋轢、地価の上昇による土地所有コストの増大といった問題に直面し、農業経営は衰退していきました。近年では、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化する一方で、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加え、緑地空間や防災空間、環境保全の面からも再評価されています。

このような中、国は、2015年（平成27年）4月に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）（以下、「基本法」という。）を制定し、2016年（平成28年）5月には都市農業振興基本計画を策定しています。また、神奈川県では、神奈川県都市農業推進条例に基づき、「かながわ農業活性化指針」を策定し、2017年（平成29年）3月の改定において、基本法第10条に基づく地方計画として位置づけました。

本市においても、2016年（平成28年）8月に農業者や関係団体からなる藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会を設置し、2017年（平成29年）3月に藤沢市都市農業振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しました。これまで、基本計画に基づき農業振興を進めてきましたが、農業者の高齢化や担い手不足はもとより、地球温暖化の進行による気候変動や、その影響による自然災害の増加、さらには、コロナ下における「新しい生活様式」への対応など、新たに取り組むべき課題に直面する中、持続可能な都市農業の実現に向けて、SDGs^{※1}や国が示すみどりの食料システム戦略^{※2}、農業のデジタルトランスフォーメーション（DX）^{※3}等の考え方を取り入れた新たな基本計画を策定します。

用語解説

※1 SDGs（Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標。2015年（平成27年）に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年（令和12年）を年限とする17のゴールが掲げられています。

※2 みどりの食料システム戦略

2021年（令和3年）5月12日に、国が、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定したものを。

2050年（令和32年）までに目指す姿として、「農林水産業のCO2ゼロエミッション化（二酸化炭素を一切出さない資源循環型の社会システム）の実現」、「化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減」、「化学肥料の使用量を30%低減」、「耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大」等の目標を掲げました。

用語解説

※3 デジタルトランスフォーメーション（DX）

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念で、2004年（平成16年）にスウェーデンのウメオ大学エリック・ストルターマン教授が提唱し、世界的に拡散したものの。

2 計画の位置づけ

本基本計画を基本法第10条に基づく地方計画と位置づけます。

また、本基本計画は本市農業振興を推進するための計画であり、「**藤沢市市政運営の総合指針**」、「**藤沢市都市マスタープラン**」、「**藤沢農業振興地域整備計画**」、「**藤沢市地産地消推進計画**」、その他関連計画等で示された事業計画や構想等との整合を図ります。

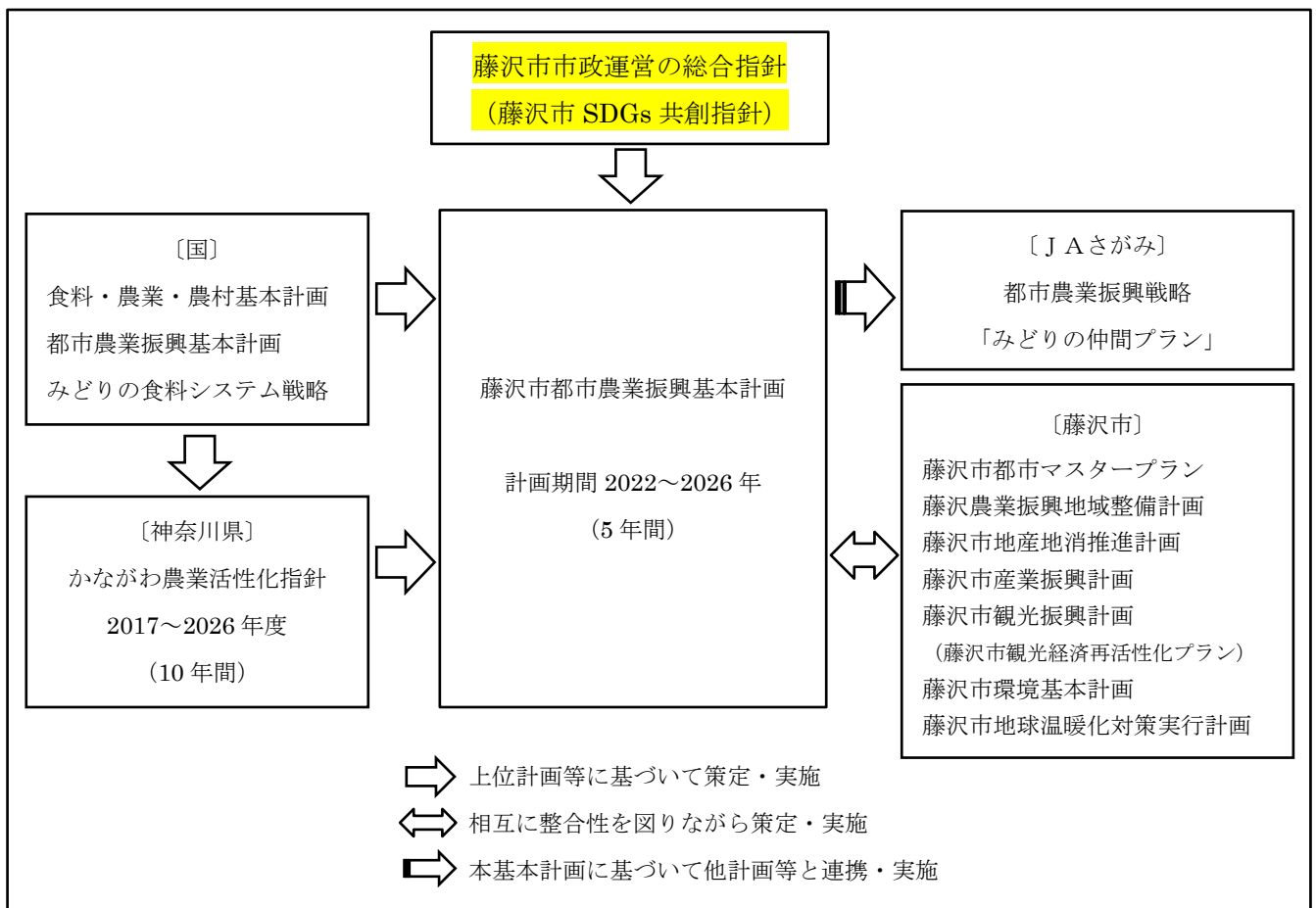


図1-1 計画の位置づけ

3 計画の期間

基本計画の期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の制度改正等により、見直しを行うものとします。

4 都市農業の定義

神奈川県では、神奈川県都市農業推進条例において、県内全域で営まれる農業を都市農業としており、本市においても、市内全域で営まれる農業を都市農業と定義します。

第2章 都市農業を取り巻く環境

1 都市農業の現状

基本法では、都市農業の定義として、第2条に「市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。」とされています。

国の試算では、ここで定義する都市農業の農地面積は全国の農地の約2%にあたる6.9万haですが、都市農家の戸数は22.8万戸あり、その販売金額は全国の約1割を占める4,466億円とされています。このように都市農業の農産物供給力は、食料自給率の確保の一翼を担っていますが、これまで国の主要な農業振興施策の対象とはされてきませんでした。

都市農業の個々の経営を見ると、まとまった農地がないこと等から経営規模は小さく、特に三大都市圏^{※4}特定市の1戸当たりの経営耕地面積は64aと、全国平均143aの半分以下となっています。

生産面では、消費地に近いという条件を活かし、鮮度が重要な野菜を中心に多様な作物を生産する農業者が多いことも、都市農業の特徴といえます。

売上げについては、100万円未満の農業者が6割程度いるものの、温室等の施設を利用し年に数回転の生産を行うなど、収益性の高い経営が行われています。

用語解説

※4 三大都市圏

東京、名古屋、大阪の三大都市を中心とした、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）、大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）の総称

2 都市農業の転換期

基本法第3条では、都市農業は6つの多様な機能を有しているとされていますが、この多様な機能を再評価するきっかけとなったのが2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災であるといわれています。震災時、被災地の都市部において、農地が避難場所として活用されたことから、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声が広がってきました。また、人口減少や少子高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた都市農地に対する開発圧力が低下していることも、都市農業を保全すべきという声に繋がっているものと考えられます。

3 都市農地政策の経緯

1968年（昭和43年）に都市計画法（昭和43年法律第100号）が制定され、同法に基づき設定された市街化区域は、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされました。その区域内の農地は、事前に届出を行えば転用が可能となり、同区域において講じられる農業施策も、当面の営農継続に必要な効用が短期的措置に限られることとなりました。

一方、生産性の高い優良農地を主体とした農業地域を保全するため、1969年（昭和44年）には農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）が制定されました。同法に基づき指定された農用地区域は、「農用地等として利用すべき土地の区域」とされ、同区域内の農地の転用は原則として許可されないこととなりました。また、主要な農業振興施策はこの区域を対象として、計画的かつ集中的に実施されることとされました。

昭和60年代に入り、三大都市圏を中心として地価が高騰する中、市街化区域内の農地に対してはその宅地化が強く求められるようになりました。これに対応するため、三大都市圏特定市においては、1991年（平成3年）以降、農業者の意向を踏まえ、農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分することとされました。その上で、「宅地化する農地」に対しては、固定資産税の宅地並み課税、相続税の納税猶予制度の不適用といった措置が適用され、宅地化の促進が図られました。

市街化区域内にあって「保全する農地」と区分された農地については、生産緑地地区^{※5}として指定され、生産緑地法に基づき長期間農地としての管理が求められることとなりました。このことを受け、市街化区域内にあって生産緑地については、効用が短期的なものに限定せず農業施策を実施できることとなりました。しかしながら多くの生産緑地が指定されてから30年が経過する2022年（令和4年）には、生産緑地所有者は市町村に対し買取の申出をすることが可能となることから、10年間農地として継続して維持していくことにより税制上の優遇が継続される特定生産緑地制度が創設されました。

このことから本市では、都市農地の保全を図るため、30年が経過する生産緑地所有者に対し、特定生産緑地制度の丁寧な説明や周知・意向調査等を行い、多くの特定生産緑地を指定できるよう取組を進めています。

用語解説

※5 生産緑地地区

市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された地区

4 都市農業振興基本計画

これまで述べてきたように、東日本大震災を機に、都市農業を保全すべきという声の高まりがある中で、生産緑地の指定から30年が経過することによる宅地化の進行という問題もあり、国は都市農業の多様な機能の発揮を政策課題とし、その多様な機能として「農産物の供給」「災害時の防災空間」「良好な景観の形成」「国土・環境の保全」「農業体験・学習・交流の場」「農業に対する理解の醸成」の6つの機能をあげました。

国は、都市農業が、これらの機能を十分に発揮できるよう、都市農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定め、2016年（平成28年）5月に閣議決定しました。

5 都市農業の多様な機能

(1) 農産物を供給する機能

都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給

(2) 防災空間としての機能

災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間

(3) 良好な景観形成としての機能

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす。

(4) 国土・環境の保全機能

都市の緑として、雨水の貯留・浸透、地下水の涵養、生物多様性を保全

(5) 農業体験・学習・交流の場としての機能

都市住民や学童の農業体験、学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供

(6) 農業に対する理解醸成の機能

身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成

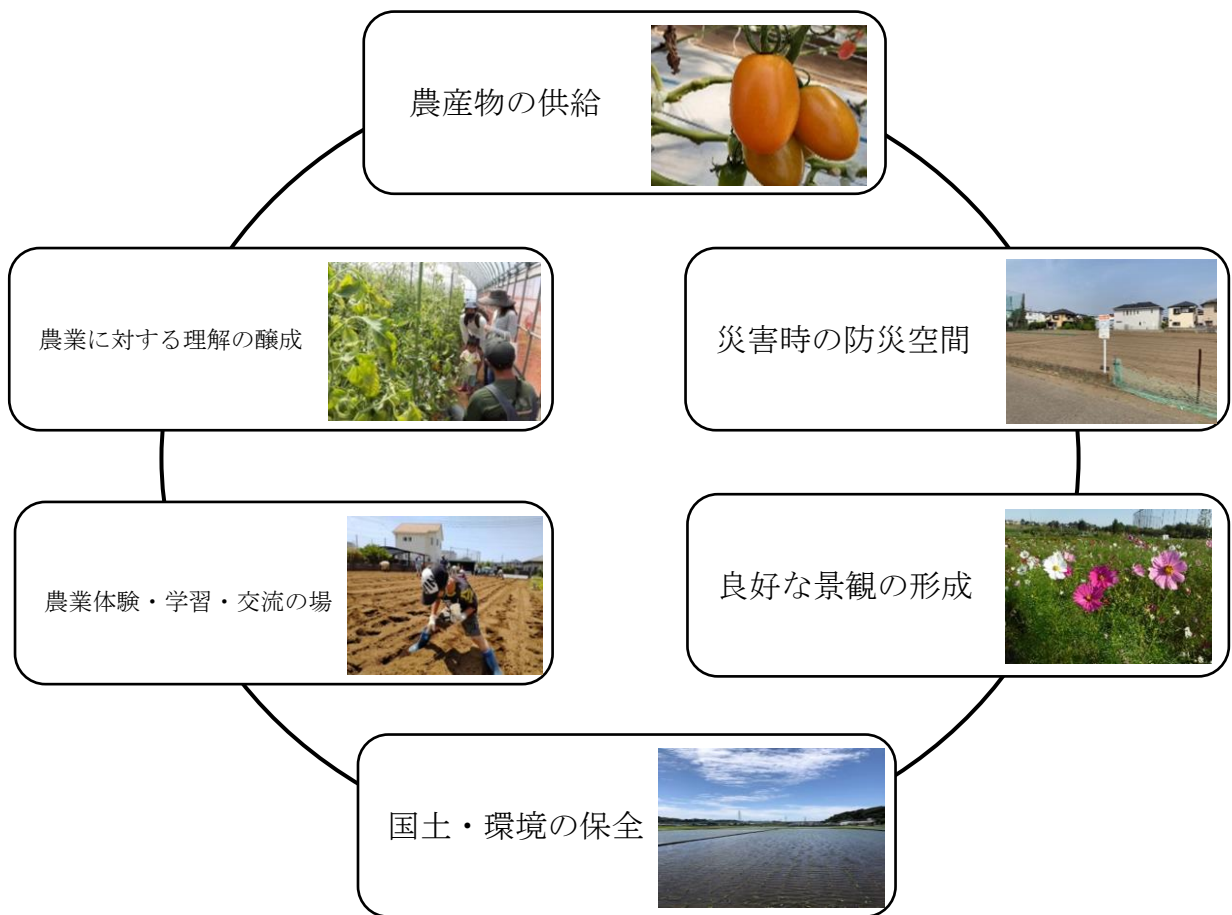


図 2 - 1 都市農業の多様な機能

第3章 藤沢市の農業

1 藤沢市の農業・農地の役割

本市の農業は、温暖な気候と平坦な地形等自然条件に恵まれ、かつ大消費地を抱える都市近郊という有利な立地条件のもとで、露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木、水稻、畜産を中心とした生産活動が展開され、新鮮・安全な農産物が供給されています。また、近年においては地球温暖化による急激な環境変化の中、農業生産の基盤である農地は、都市緑地空間としての位置づけや防災空間としての利用など、生活環境保全の面からも大きな役割を果たしています。

しかしながら、社会全体として少子高齢化や農業の担い手不足が進行している状況の中、本市においても農業者の高齢化や担い手不足がますます深刻化しています。

2 藤沢市の農業の現状

(1) 土地の利用状況

本市の面積は6,956haで、このうち市街化区域は4,754ha、市街化調整区域は2,202haとなっています。

市街化区域の1.9%に当たる90.5haが生産緑地地区となっています。また、市街化調整区域の80.7%に当たる1,778haが農業振興地域となっており、このうち33.1%の588haが農用地区域に指定されています。

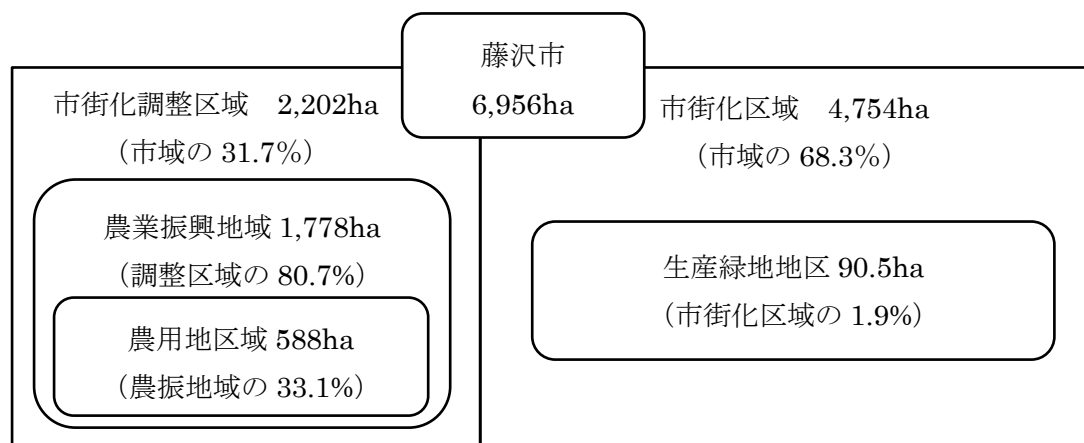


図3-1 土地の利用状況（令和3年4月1日現在）

【参考：10,000 m² ≒ 100a = 1ha】

(2) 担い手の現状

2016年（平成28年）10月に発表された「平成27年国勢調査人口等基本集計結果」によると、日本の総人口は1億2,709万人で、1920年（大正9年）の調査開始以来、初めて減少となりました。

国立社会保障・人口問題研究所が2017年（平成29年）4月に公表した「日本の将来推計人口」においては、日本の総人口は減少傾向が続き、2040年（令和22年）には1億1,092万人、2050年（令和32年）には1億192万人になるものと推計されています。

2015年（平成27年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」においては、本市の人口は2030年（令和12年）に約44万4千人でピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じますが、2040年（令和22年）においても2020年（令和2年）の人口をやや上回る見込みです。

人口構造の変化については2020年（令和2年）から団塊ジュニア世代^{※6}がすべて65歳以上となる2040年（令和22年）までの20年間で、高齢者人口は約38%、約4万1千人増加する一方で、生産年齢人口は約10%、約2万8千人の減少が見込まれており、人口構造の変化への対応力が問われる状況となっています。

この問題は、農業の担い手についても影響しており、全国的な傾向である農業者の高齢化と担い手不足の問題が本市においても現れています。

本市では、担い手不足の解消を図るため、農外からの新規参入を積極的に推進しており、2012年（平成24年）には、茅ヶ崎市、寒川町との2市1町で新規就農者受入支援体制の統一化と農地情報の共有化について協定を締結し、新規就農者がスムーズに就農できるよう体制を整えました。

また、援農ボランティア^{※7}の養成や、令和2年度から障がい者等が農業を通じて社会参画を実現していく取組である農福連携促進事業^{※8}を実施するなど、新たな担い手確保の取組を行っています。

表3-1 総人口及び年齢3区分の人口

単位：人

区 分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
14歳以下	53,636	55,771	56,904	58,772	58,074
15～64歳	270,409	270,643	267,275	267,449	271,743
65歳以上	50,878	64,349	80,269	97,214	106,649
総人口	374,923	390,763	404,448	423,435	436,466

【出典：藤沢市「統計年報2020年(令和2年)版」】

表3-2 農業就業者数

単位：人

区 分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
農業就業者数 ^{※9}	2,388	2,054	1,677	1,487	1,461

【出典：農林水産省「農林業センサス」^{※10}】

用語解説

※6 団塊ジュニア世代

日本で1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年）に生まれた世代

※7 援農ボランティア

高齢化や担い手不足の農業者を支援するため、農作業の手伝いをする活動

※8 農福連携促進事業

農業者と障がい者支援施設等との連携を促進することで、農業の新たな担い手を確保するとともに、就労機会を確保し、社会参画を促進することを目的とした事業

※9 農業就業者数

農業だけに従事した人及び農業とその他の仕事に従事した人のうち農業が主の人

※10 農林業センサス

日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに国が行う調査

表3-3 農外からの新規参入件数

単位：人・件

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人	3	5	4	5
法人	0	4	3	2

表3-4 援農ボランティア登録者数

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規登録者	25	11	9	0
登録者	237	229	227	209

(数値は年度末時点)

(3) 農地の状況

販売農家における経営耕地面積はこの20年間で32.2%も減少し、現在では566haとなり、本市の総面積に占める割合は8.1%です。このうち田が92.8ha、畑が405ha、樹園地が68.6haと、2015年農林業センサスと比べても田が14.3%、畑が11.3%、樹園地が53.9%減少しています。この理由の多くは農地から他の用途への転用によるものと考えられます。

また、一経営体あたりの経営耕地面積は95aで、販売金額100万円未満の農業経営体が44.5%となっています。

表3-5 販売農家における経営耕地面積

単位：ha

区分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
経営耕地面積 ^{※11}	835	753	699	662	566

【出典：農林水産省「農林業センサス」】

用語解説

※11 経営耕地面積

農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計面積

(4) 市民の農業への理解醸成

食の安全・安心への関心から、新鮮な地場産農産物を消費したいという市民のニーズは高まっています。また、本市の農業を維持していくためには、農業・農地への市民の理解が必要です。

本市では、市民に農業者との交流や農作業を体験する機会を設け、地場産農産物の種類や流通のしくみ、旬の農産物の購入場所やおいしい調理方法等の情報を広く発信するとともに、市民が農業に触れる機会を提供しています。



(大豆の収穫作業)



(料理教室)

食育講座

3 これまでの主な取組

(1) 農産物を供給する機能を発揮するための取組

安全で安心な地場産農産物の安定的な生産出荷を図るため、有機農業者及び県の認定を受けたエコファーマー^{※12}を対象とした多様な機能を有する水田を保全するための支援や、藤沢産農水産物等の藤沢産利用推進店^{※13}における需要拡大やメールマガジンやホームページを活用した新鮮でおいしい旬の「藤沢産」の情報発信、学校・保育園給食による供給強化など、「藤沢市地産地消推進計画」に位置づけられた取組を行うとともに、遊休・荒廃農地を開墾して利用する農業者に対する支援や藤沢産野菜の出荷資材購入、畜産経営の環境整備等への支援、農業用道路及び水路の整備を推進しています。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水田保全事業 ^{※14} 補助対象面積	50.5ha	51.8ha	53.0ha	51.6ha
藤沢産利用推進店認定店舗数	136 店	143 店	112 店	126 店
学校給食へ提供した市内産新米の数量	8,790kg	8,870kg	8,740kg	9,560kg
産地競争力を強化するための機械及び生産資材の導入や施設の維持・整備に係る助成対象戸数	25 戸	18 戸	35 戸	10 戸
就農相談件数	26 人	28 人	24 人	54 人
農外からの新規参入件数（再掲）	3 人	9 人	7 人	7 人
遊休農地解消消費助成事業による遊休農地解消面積	28.9a	24.5a	0a	64.8a
農協共販や市場出荷による市内の安定生産と安定出荷を図るために支援した段ボール及び出荷用資材購入数	2,234,812 個	1,465,593 個	1,213,500 個	1,526,208 個
湘南藤沢地方卸売市場へのお荷推進を図るために支援したレンタルコンテナの使用出荷数	173,120 個	78,848 個	72,443 個	86,538 個
畜舎の衛生環境の向上、畜産業の活性化のための施設整備等に対して助成した畜産農家件数	7 件	6 件	7 件	6 件
農業用道路・水路の改修延長	452m	561m	147m	234m

用語解説

※12 エコファーマー

1999年（平成11年）7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、認定を受けた農業者の愛称

※13 藤沢産利用推進店

地産地消を推進するために、2011年（平成23年）1月に新たに制定した利用推進店制度により、藤沢産農水産物等を取り扱う飲食店等。認定審査については、2018年度（平成30年度）までは、藤沢市地産地消推進協議会で行っていたが、2019年度（平成31年度）以降は市が行っている。

※14 水田保全事業

水田の持つ生物多様性や水源の涵養、自然環境の保全などの多様な機能の保全・拡大を図るため、水稲生産を行う有機農業者及び神奈川県認定を受けたエコファーマーに対して奨励金を交付する事業

(2) 防災の機能を発揮するための取組

都市農地が身近にある安全な避難場所としての機能の発揮に向け、集中豪雨の際などに洪水被害を緩和する役割を持つ水田の保全や一般車両の通行によって損傷を受けた農業用道路及び老朽化の著しい用水路の改修・整備、防災協力農地の取組^{※15}を実施しています。

(主な取組実績)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水田保全事業補助対象面積（再掲）	50.5ha	51.8ha	53.0ha	51.6ha
農業用道路・水路の改修延長（再掲）	452m	561m	147m	234m
防災協力農地面積	11.0ha	11.3ha	10.9ha	9.8ha

用語解説

※15 防災協力農地の取組

地方自治体が農地所有者と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定を自主的に締結する取組

(3) 良好な景観形成機能を発揮するための取組

良好な景観の形成促進を図るため、さがみ農協藤沢市農業経営士協議会とさがみ農協藤沢市青少年藤友会が遊休農地を活用し、コスモスの種まきから摘み取りまでを行う景観形成事業などを実施することで、貴重な地域資源である農地を保全するための取組を推進しています。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水田保全事業補助対象面積（再掲）	50.5ha	51.8ha	53.0ha	51.6ha
遊休農地消費助成事業による遊休農地解消面積（再掲）	28.9a	24.5a	0a	64.8a
景観形成事業の実施圃場	2カ所	2カ所	2カ所	1カ所

(4) 環境を保全する機能を発揮するための取組

都市農地が持つ、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留、地下水の涵養、生物多様性保全等の機能の発揮に向け、低リスク農薬の導入や環境に配慮した農業に取り組む農業者団体への支援など、環境に配慮した農業の取組を推進しています。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
環境保全型農業直接支払交付金 ^{※16} 取組面積	5.9ha	5.4ha	6.3ha	6.4ha
水田保全事業補助対象面積（再掲）	50.5ha	51.8ha	53.0ha	51.6ha

用語解説

※16 環境保全型農業直接支払交付金

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体や、有機農業に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて支払われる交付金

※令和 2 年度交付単価：836 円/a（国 1/2、県 1/4、市 1/4）

(5) 農業体験・学習・交流の場を提供する機能を発揮するための取組

地産地消講座や食育講座、援農ボランティア養成講座といった各種講座の開催や、景観形成事業、果樹・植木・畜産の各品評会、園芸まつり、畜産ふれあいまつり等の事業を実施しています。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
各種講座への参加人数	127 人	125 人	94 人	0 人
援農ボランティア登録者数 (再掲)	237 人	229 人	227 人	209 人
援農ボランティア受入農家数	57 戸	55 戸	50 戸	50 戸
景観形成事業の実施圃場 (再掲)	2 カ所	2 カ所	2 カ所	1 カ所
地場産農産物の品評会等の実施回数	5 回	4 回	3 回	1 回

- (6) 農業に対する理解醸成機能を発揮するための取組
各種講座やイベント、品評会を実施しています。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
各種講座への参加人数 (再掲)	127 人	125 人	94 人	0 人
景観形成事業の実施圃場 (再掲)	2 カ所	2 カ所	2 カ所	1 カ所
地場産農産物の品評会等の実施回数 (再掲)	5 回	4 回	3 回	1 回



藤沢市果樹持寄り品評会
(ナシ・ブドウ)

4 藤沢市の農業の課題

本市農業におけるこれまでの取組と現状をとらえ、課題を6つに整理しました。

(1) 農業者の高齢化と担い手不足

全国的な傾向である農業者の高齢化と担い手不足の問題は本市においても現れています。2015年と2020年の農林業センサスを比較すると市内の販売農家^{※17}戸数は672戸から115戸減少し、557戸となっています。

また、2020年農林業センサスでは、本市の農業者の平均年齢は61.9歳となっており、このまま何も手を打たなければ20年後には、ほとんどの農業者が引退をしていることが想定されます。

このことから、本市の農業を維持・発展していくためには、新規参入者や農業後継者への支援を行っていくことが必要です。

表3-6 販売農家戸数

単位：戸

区分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
販売農家戸数	932	811	713	672	557

【出典：農林水産省「農林業センサス」】

表3-7 年齢階層別農業従事者数

単位：人

区分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
～19歳	60	41	5	16	13
20～39歳	328	274	195	173	161
40～64歳	1041	867	682	560	552
65歳以上	959	872	795	738	735
合計	2,388	2,054	1,677	1,487	1,461

【出典：農林水産省「農林業センサス」】

用語解説

※17 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

(2) 農業経営の安定化

農作物は、天候や病虫害等によって生産量や品質が大きく左右される上、出荷量の調整が難しく、市場における供給と需要によって価格変動しやすい特徴があります。

近年では、産地における大規模化や企業参入、海外からの農産物輸入などの影響を受け、農産物販売価格は下降傾向にあるなど、農業は他の産業と比べると不安定な経営状態に陥りやすい状況となっています。

本市では、2010年（平成21年）12月に開設された、JAさがみが運営する農産物の大型直売所「ファーマーズマーケットわいわい市 藤沢店」の設置にあたり、市内農業者の安定的な農業経営を図るため支援を行っています。

今後も農業経営の安定化を図るため、産地競争力の強化に向けた農産物の特産化や品質の高い農産物の安定生産、農業者自らの経営改善に対する支援、女性の力を活かした経営発展を促進するため、女性の農業進出や経営参画の支援を進めていくことが必要です。

（3）荒廃農地の発生

農業者の高齢化等による離農や担い手不足により、農地などの経営資源や農業技術が適切に継承されず、農業生産基盤の脆弱化が危惧されます。

農業生産基盤の脆弱化は荒廃農地の発生につながり、都市農業が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的機能が損なわれる恐れがあります。そのため、農地の保全や農業用道路、用排水路等の生産基盤施設の機能の確保が必要です。

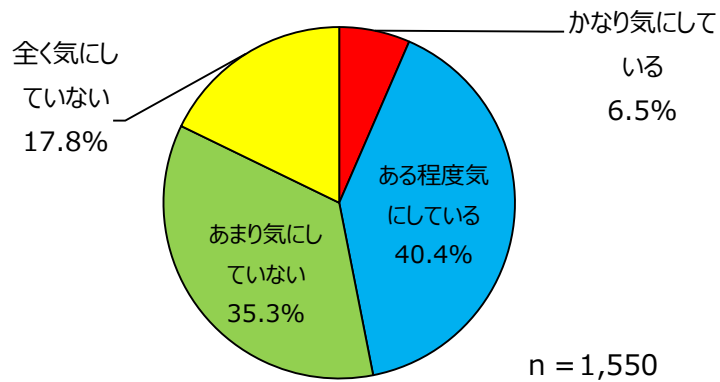
本市の荒廃農地の特徴は、狭小な農地が分散して存在しているため、その多くが荒廃を解消しても農業経営には不利な条件となっています。

（4）地産地消の浸透

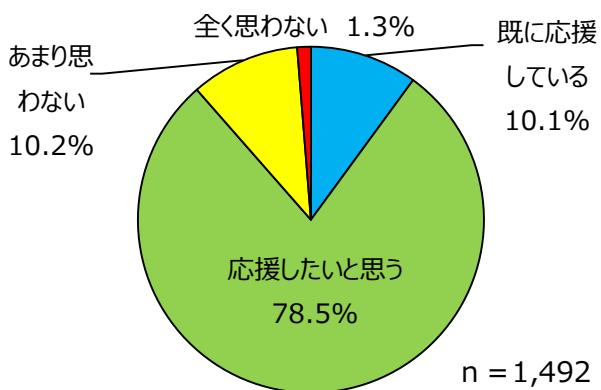
2020年（令和2年）11月に、地産地消及び藤沢産農水産物に対する意識や購買動向などを把握するため、市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。この調査では、53%にあたる約1,600人の方から回答があり、「購入する農水産物の産地に関して藤沢産のものであることをどの程度気にしているか」の設問に対して、「かなり気にしている」「ある程度気にしている」と回答した方が47%、「藤沢産の農水産物を購入して地産地消を応援しようと思うか」との設問に対して、「既に応援している」「応援したいと思う」と回答した方が89%となりました。この結果から、藤沢産農水産物の各種イベントでのPRが図られ、わいわい市や農家の直売所などでの購入機会が増加したことなどにより、地産地消に対する意識が高まっていると考えられます。

一方で、農水産物の旬の時期を「全く知らない」「あまり知らない」と回答した方が64%となっていることから、引き続き、地産地消の浸透に向けた取組を進めていくことが必要です。

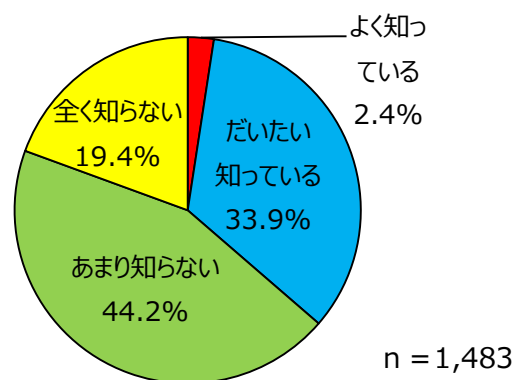
購入する農水産物の産地に関して、どの程度気にしていますか。
藤沢産のものであること。



藤沢産の農水産物を購入して「地産地消」を応援しようと思いませんか。



藤沢市内で生産されている農水産物の旬の時期をご存じですか。



【資料：藤沢市「令和2年度地産地消に関するアンケート調査結果」】

(5) 都市農業に対する理解の醸成

都市化にともなう農業の兼業化及び混住化が進行するなかで、農薬飛散や土埃、臭気等による周辺住民との軋轢が生じており、市民の農業・農地に対する理解の醸成は、本市の農業の維持・発展に不可欠です。

農業・農地の重要性について市民の理解を得ること、さらに市民の協力が得られる環境を整えるためには、都市農業が発揮する多様な機能を周知するとともに、講座等を通じた農業者と市民の交流を図ることが必要です。

(6) 環境保全に配慮した農業の推進

近年、地球温暖化の進行による気候変動や、その影響による自然災害の増加が世界的にも喫緊の課題となっています。

農業生産活動は、自然界の物資循環を活かしながらか行われており、農業の持続的発展と多様な機能の健全な発揮を図るためには、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動や、有機農業に取り組む農業者団体等への支援を行うなど、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図ることで、環境と調和した持続可能な農業の展開していくことが必要です。

第4章 新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針

1 藤沢市の農業の将来像

【将来像】

守り、育み、次世代につなぐ、魅力ある都市農業

新鮮な農産物を供給し、本市の「食」を支えるとともに、潤いとやすらぎを与える田園景観や生物多様性を保全する機能、防災・減災の機能など、都市農業が有する多様な機能を十分に発揮することにより、魅力ある産業として本市農業の持続的な発展と次世代への継承を目指していきます。

2 基本方針

都市農地が持つ多面的な機能の活用やこれまでの課題等を踏まえ、将来像の実現に向けた6つの基本方針を定め、これに基づき施策を展開していきます。

- 基本方針1 農業者及び担い手の育成・確保の推進
- 基本方針2 農業経営の安定化に向けた取組の推進
- 基本方針3 農地保全と農業生産基盤整備の推進
- 基本方針4 農産物の安定供給と消費拡大に向けた地産地消の推進
- 基本方針5 都市農業の多面的機能の活用
- 基本方針6 農業に関する環境施策の推進



※ 基本方針と SDGs の 17 の目標との関連性について示しています。

3 体系図

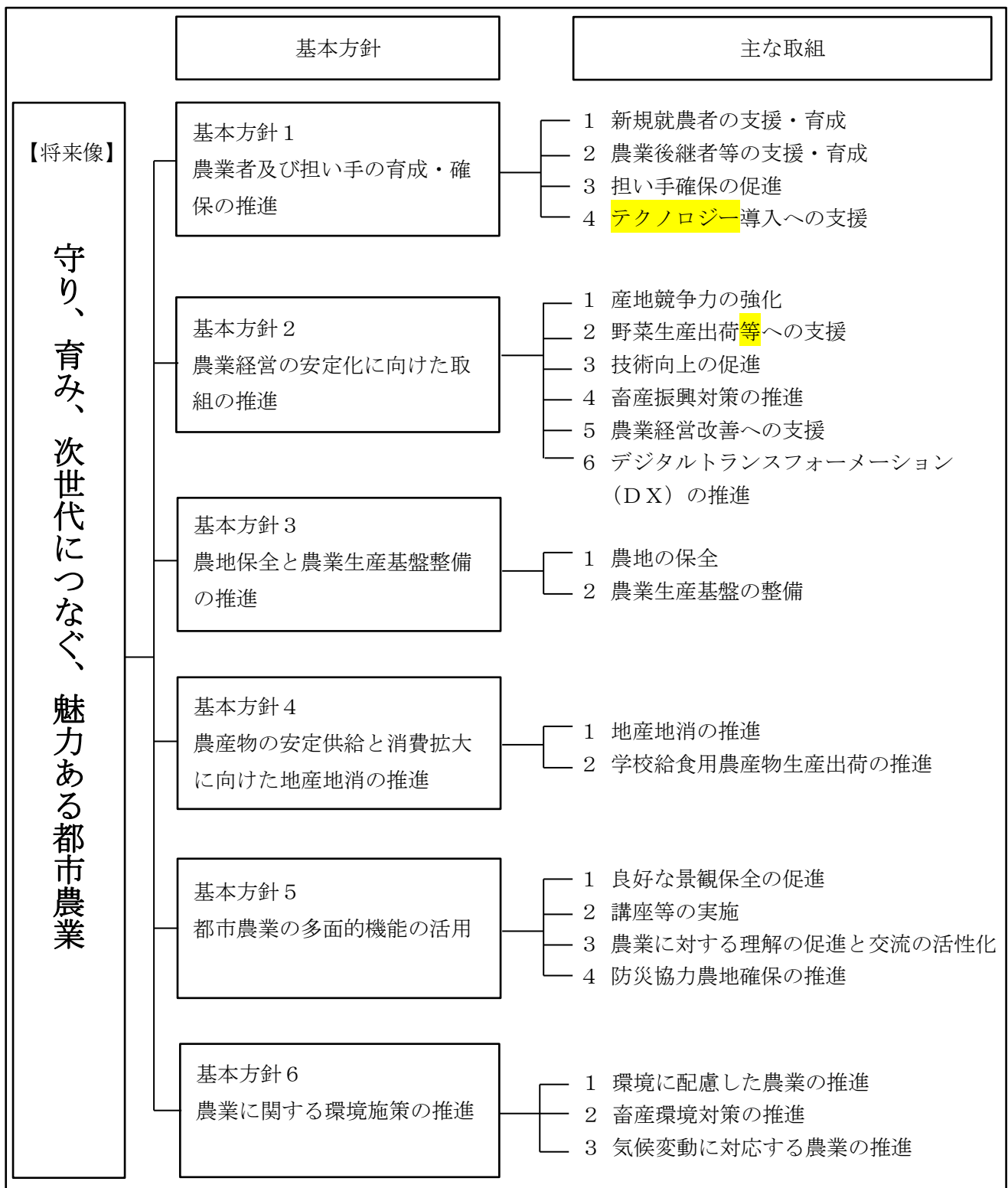


図 4 - 1 体系図

4 目標値と主な取組



基本方針 1 農業者及び担い手の育成・確保の推進

農業者の高齢化や離農等による後継者不足が進む中、本市農業を持続的に発展させていくためには、農業を支える人材の確保や支援が必要となります。そのため、農業後継者や新規参入者が営農を継続して行くために必要な施設の整備や農業技術の取得に係る支援を行うとともに、援農ボランティアや農福連携等の促進による新たな担い手の確保に取り組めます。

(1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規就農者の支援・育成	新規就農者数	12人	毎年10人以上
担い手確保の促進	援農ボランティア登録者数	209人	259人 ^{※注1}
	農福連携促進事業の実施件数	2件	10件 ^{※注2}

※注1 毎年10人増加(10人×5年間=50人増)

※注2 令和3年度に目標値を5件に増加。以降、毎年1件増加(1件×5年間=5件増)
令和3年度(5件)+増加分(5件)=10件

(2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	新規就農者の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○就農相談をはじめ、農地探し等就農に関する支援や、農業次世代人材投資資金^{※18}の交付、営農継続に対する支援 ○本市農業の新たな担い手となり得る新規就農希望者の研修受け入れに対する支援 ○就農概ね10年目までの新規就農者及び農業後継者の農業技術等の取得に係る研修費用の支援【新規】
2	農業後継者等の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○農業を継承していくために施設の整備等が必要な農業後継者に対する支援 ○かながわ農業版MBA研修を修了した農業後継者等を対象とした、常時雇用ができる販売金額3,000万円以上のトップ経営体の育成に関する支援 ○就農概ね10年目までの新規就農者及び農業後継者の農業技術等の習得に係る費用の支援【新規】

No.	主な取組	取組概要
3	担い手確保の促進	○担い手不足の農家の支援策として、農業に関心があり農作業を体験したいという方を対象にした「援農ボランティア養成講座」の実施 ○農業者と障がい者支援施設等との連携を促進し、農業の新たな担い手の確保と就労機会の確保による障がい者等の社会参加の促進（農福連携）
4	テクノロジー導入への支援	○担い手の高齢化や労働力不足を解消するため、自動収穫ロボットや無人草刈ロボット、アシストスーツなど、ロボット技術やICT ^{※19} 、AI（人工知能）、IoT ^{※20} 等の先端技術の導入に対する支援【新規】

用語解説

※18 農業次世代人材投資資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、国が交付する就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））

※19 ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称

※20 IoT（アイオーティー）

Internet of Things の略。従来インターネット接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換する仕組み。「モノのインターネット」という意味で使用される。

基本方針 2 農業経営の安定化に向けた取組の推進

安定的な農業経営を図るため、産地競争力の強化に向けた生産効率を高める省力機械等の整備・導入に係る支援や、農産物の特産化、品質の高い農産物の安定生産を図る取組を進めるとともに、野菜生産出荷等に対する支援や、品評会や共進会等の開催による生産者の技術向上の促進、畜産業の活性化や生産性向上の促進、自らの経営改善に取り組む認定農業者^{※21}への支援を行うほか、担い手不足など厳しい経営環境にある都市農業を守り育てるため、デジタル化を進める農業者への支援等を進めていきます。

また、国は、女性の能力を活かした経営体は販売金額が大きく、多角化も進む傾向にあるとしており、本市においても農業経営の安定化に向けた女性農業者の参画を推進していきます。

(1) 目標値の設定

取組項目	目標値	※現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
農業経営改善への支援	認定農業者数	107人	132人 ^{※注1}

※注1 毎年5人増加(5人×5年間=25人増)

(2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	産地競争力の強化	○農産物の特産化や品質の高い農産物の安定生産など、産地競争力の強化に向けた機械及び生産資材の導入や施設の維持・整備についての支援 ○女性目線の商品開発による収益増加など、経営発展に必要な支援【新規】
2	野菜生産出荷等への支援	○農協共販や市場出荷によるダンボール箱等の出荷資材購入に対する支援 ○神奈川県野菜価格安定事業 ^{※22} の生産者負担への支援
3	技術向上の促進	○品評会等の開催による生産者の技術向上及び地場産農産物の普及促進 ○畜産共進会の開催による家畜改良の促進と飼育技術向上の促進
4	畜産振興対策の推進	○畜産業の活性化や生産性向上のための畜舎の整備や設備等の更新・導入に対する支援 ○家畜の防疫体制、衛生環境及び肥育豚の資質能力や乳牛の生育向上に対する支援

No.	主な取組	取組概要
5	農業経営改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○経営改善計画の作成等の支援 ○経営改善に関する制度やセミナー等の情報提供 ○<u>家族経営協定</u>^{*23}の締結に係る支援
6	デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○センサーやカメラ等から収集されるデータを分析し栽培や経営の効率化や高度化について助言・支援するソフトウェアの導入など、データ駆動型農業経営の実現に向けた先端技術の導入に対する支援【新規】 ○農業者が行う法令に基づく認定申請手続きや、補助金及び交付金の交付申請のデジタル化の推進【新規】

用語解説

※21 認定農業者

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等（複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）に申請し、認定を受けた農業者

※22 神奈川県野菜価格安定事業

対象野菜（春レタス、春・冬きゅうり、秋キャベツ、ほうれんそう）の価格が著しく低落した場合、野菜経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者と神奈川県があらかじめ積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付する事業

※23 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの



基本方針3 農地保全と農業生産基盤整備の推進

本市の農業を維持・発展させるためには、耕作放棄地の発生抑制及び解消並びに農地の集積が必要です。地域農業のあり方や人と農地の問題について、地域の話し合いを進めることにより、地域の担い手を明確にし、農用地の利用集積や経営管理の合理化を図るため、人・農地プランの実質化^{※24}に向けた取組を進めていきます。

また、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するための農業生産基盤の保全管理・整備は、農業生産力を支える上で重要な役割を担っており、生産性の高い農地を確保するため、農地の保全と農業生産基盤の整備に向けた取組を進めていきます。

(1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
農地の保全	水田保全事業補助対象面積	51.6ha	51.6ha ^{※注1}
	遊休農地面積	15.1ha	10.1ha ^{※注2}

※注1 水田保全面積は減少傾向にあるため現状維持を目標値に設定。

※注2 毎年1haの解消(1ha×5年間=5ha減)

(2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な農地利用及び遊休農地の発生抑制を図るため、人・農地プランによる地域の話し合いの推進 ○多様な機能を持つ水田を次世代に引き継ぐため、有機農業者及び県の認定を受けたエコファーマーに対する水田保全のための支援 ○遊休農地を解消する取組に対する支援 ○有害鳥獣による農業被害防止のため、鳥獣被害対策への支援
2	農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○一般車両の通行によって損傷を受けた農業用道路や老朽化の著しい用水路の改修・整備 ○畜産業の活性化や生産性向上のため、畜舎や付帯設備等の改修・更新に対する支援

用語解説

※24 人・農地プランの実質化
 農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表する人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成すること。

基本方針4 農産物の安定供給と消費拡大に向けた地産地消の推進

地産地消の取組は、地域の農産物の安定的な供給や消費の拡大だけでなく、「旬と食文化への理解」、「食育」、「健康的な食生活の実現」、「生産者と消費者の顔が見える関係づくり」など、様々な効果が期待されます。藤沢市地産地消推進計画に位置づけられた藤沢ブランドとなる新たな一次製品の創出や、藤沢産農産物の市内流通及び利用促進などの取組を進めていくとともに、6次産業化^{※25}の推進や新たなブランドの創出など、本市農業の持続的な発展に向けた取組を進めていきます。

(1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地産地消の推進	かながわブランド ^{※26} 登録件数	18件 ^{※注1}	23件 ^{※注2}

※注1 かながわブランドの藤沢産品の登録数18件(令和2年度末現在)

- ①さがみのレタス ②さがみのトマト ③津久井在来大豆(さがみ産) ④横濱ビーフ ⑤やまゆり牛 ⑥さがみ牛
⑦湘南和牛 ⑧生粋かながわ牛 ⑨やまゆりポーク ⑩かながわ夢ポーク ⑪湘南ポークオリーブプレミアム
⑫かながわ鶏 ⑬高座豚手作りハム ⑭生芋こんにやく 生芋つきこんにやく ⑮湘南しらす(生) ⑯湘南しらす(加工品)
⑰湘南はまぐり ⑱江の島カマス

※注2 毎年1件増加(1件×5年間=5件増)

(2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	地産地消の推進	○藤沢ブランドとなる新たな産品を創出し、かながわブランドに登録【新規】 ○藤沢産農産物の市内流通や利用の促進 ○藤沢産農産物のブランド力強化と6次産業化の推進
2	学校給食用農産物生産出荷の推進	○市内産新米、野菜、果物等を学校給食に提供することで、食育の促進と農業者の安定的な生産・出荷の推進

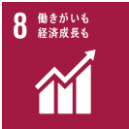
用語解説

※25 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

※26 かながわブランド

県と生産者団体で構成する「かながわブランド振興協議会」では、統一の生産・出荷基準を守り、一定の品質を確保するなどの要件を満たしている農林水産物や加工品を「かながわブランド」として登録している。



基本方針 5 都市農業の多面的機能の活用

農業生産の基盤である農地は、「災害時の防災空間」、「良好な景観形成」、「国土・環境の保全」、「農業体験・学習・交流の場」、「農業に対する理解醸成」といった多面的な機能を持っており、生活環境保全の面からも大きな役割を果たしているため、これらの農地が有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組を進めていきます。

(1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 ^{※注1} (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
講座等の実施	各種講座への参加人数	94人	毎年120人 ^{※注2}

※注1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業未実施のため、令和元年度の数値を使用

※注2 地産地消講座60人+食育講座20人+援農ボランティア養成講座40人=120人

(2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	良好な景観保全の促進	○多様な機能を持つ水田を保全することで、良好な景観保全の促進 ○遊休農地を活用した、景観形成作物の播種・摘み取りイベントの開催
2	講座等の実施	○地域住民との交流や農業理解促進を目的とした講座等を実施（地産地消講座・食育講座・援農ボランティア養成講座等）
3	農業に対する理解の促進と交流の活性化	○イベント等の開催による、地場産農産物の理解の促進（果樹品評会、植木品評会、園芸まつり農産物品評会、畜産共進会、畜産ふれあいまつり等）
4	防災協力農地確保の推進	○災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てるための防災協力農地の確保の推進



基本方針6 農業に関する環境施策の推進

農業生産活動は自然界の物質循環を活かしながら行われており、環境と調和した持続可能な農業の展開が重要となることから、環境に配慮した農業の推進や畜産環境対策等に取り組んでいきます。

(1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
環境に配慮した農業の推進	有機農業の取組面積※注1	19.7ha※注2	54.2ha※注3

※注1 国が示す「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することを目標にしており、本市においても同様に拡大することを目標に設定

※注2 耕地面積880haに対し、有機農業の取組面積は2.2%の19.7haとなっている。

※注3 令和2年度の耕地面積880haを基に算出。最終目標は2050年に220ha(25%)とするため、220haから現状値の19.7haを引いた200.3haを29年かけて拡大していくこととなる。このため、1年あたり6.9ha拡大する必要があり、5年後の目標は、現状値に34.5haを加えた54.2haとなる。

[計算式]

【最終目標値】220ha = 耕地面積(880ha) × 25 / 100

【2022年度から2050年度にかけての増加面積】最終目標値(220ha) - 現状値(19.7ha) = 200.3ha

【1年あたりの増加面積】200.3ha ÷ 29年間 = 6.9ha

【目標値(令和8年度)】19.7ha + (6.9ha × 5年間) = 54.2ha

(2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	環境に配慮した農業の推進	○環境保全型農業の推進 ○カーボンニュートラル※27の実現に向けた、スマート農業等によるゼロエミッション化、有機農業の推進等の取組による環境負荷軽減の推進【新規】
2	畜産環境対策の推進	○環境に配慮した施設整備を推進するため、周辺環境への影響を把握するため臭気調査の実施 ○畜舎内の暑熱対策のための畜舎の整備や機器の導入に対する支援
3	気候変動に対応する農業の推進	○集中豪雨の際に洪水被害を緩和する役割を持つ水田の保全 ○気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対する支援

用語解説

※27 カーボンニュートラル (carbon neutral)

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年(令和2年)10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

5 第1次計画と第2次計画の比較表

【第1次計画】

- 第1章 計画策定の基本的考え方
- 第2章 都市農業を取り巻く環境
- 第3章 藤沢市の農業
- 第4章 藤沢市の農業の将来像
- 第5章 藤沢市の都市農業推進施策の展開方向
- 第6章 計画推進のために

【第2次計画】

- 第1章 計画策定の基本的な考え方
- 第2章 都市農業を取り巻く環境
- 第3章 藤沢市の農業
- 第4章 新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針
- 第5章 計画推進のために

将来像と基本理念

【将来像】

都市農業が有する多様な機能を十分に発揮することにより、本市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目指します。

【将来像】

守り、育み、次世代につなぐ、魅力ある都市農業

【基本理念】

- (1) 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
- (2) 良好な市街地形成における農との共存に資するよう都市農業の振興が図られるべきこと
- (3) 市民の理解の下に施策の推進に図られるべきこと

新鮮な農産物を供給し、本市の「食」を支えるとともに、潤いとやすらぎを与える田園景観や生物多様性を保全する機能、防災・減災の機能など、都市農業が有する多様な機能を十分に発揮することにより、魅力ある産業として本市農業の持続的な発展と次世代への継承を目指していきます。

6つの機能を発揮するための取組

※各取組に該当する新計画の基本方針を記載しています。

(1) 農産物を供給する機能を発揮するための取組	
①地産地消の推進【基本方針4】	②ホームページでの情報発信【基本方針4】
③農家レストランの推進【基本方針4】	④産地競争力の強化【基本方針2】
⑤野菜の生産出荷への支援【基本方針2】	⑥野菜価格の安定【基本方針2】
⑦新規就農希望者の研修受け入れの促進【基本方針1】	⑧新規就農者への支援【基本方針1】
⑨学校給食用農産物の生産出荷の推進【基本方針4】	⑩畜産経営の環境整備の支援【基本方針2】
⑪JAさがみ「みどりの仲間プラン」及び「営農・経済改革プラン」との連携【継続】	⑫人・農地プランの推進【基本方針3】
⑬農作業受委託組織の法人化支援【基本方針1】	⑭認定農業者等に対する支援【基本方針2】
⑮農道及び水路の整備に対する支援（生産性の向上）【基本方針3】	⑯直売所や農業用施設等の建設にかかる規制の緩和に対する要望【基本方針4】

(2) 防災の機能を発揮するための取組	
①防災協力農地の推進【基本方針5】	②水田の保全（治水）【基本方針6】
③農道及び水路の整備に対する支援（災害の未然防止）【基本方針3】	

(3) 良好な景観形成機能を発揮するための取組	
①水田の保全（景観）【基本方針5】	②景観形成事業の実施【基本方針5】

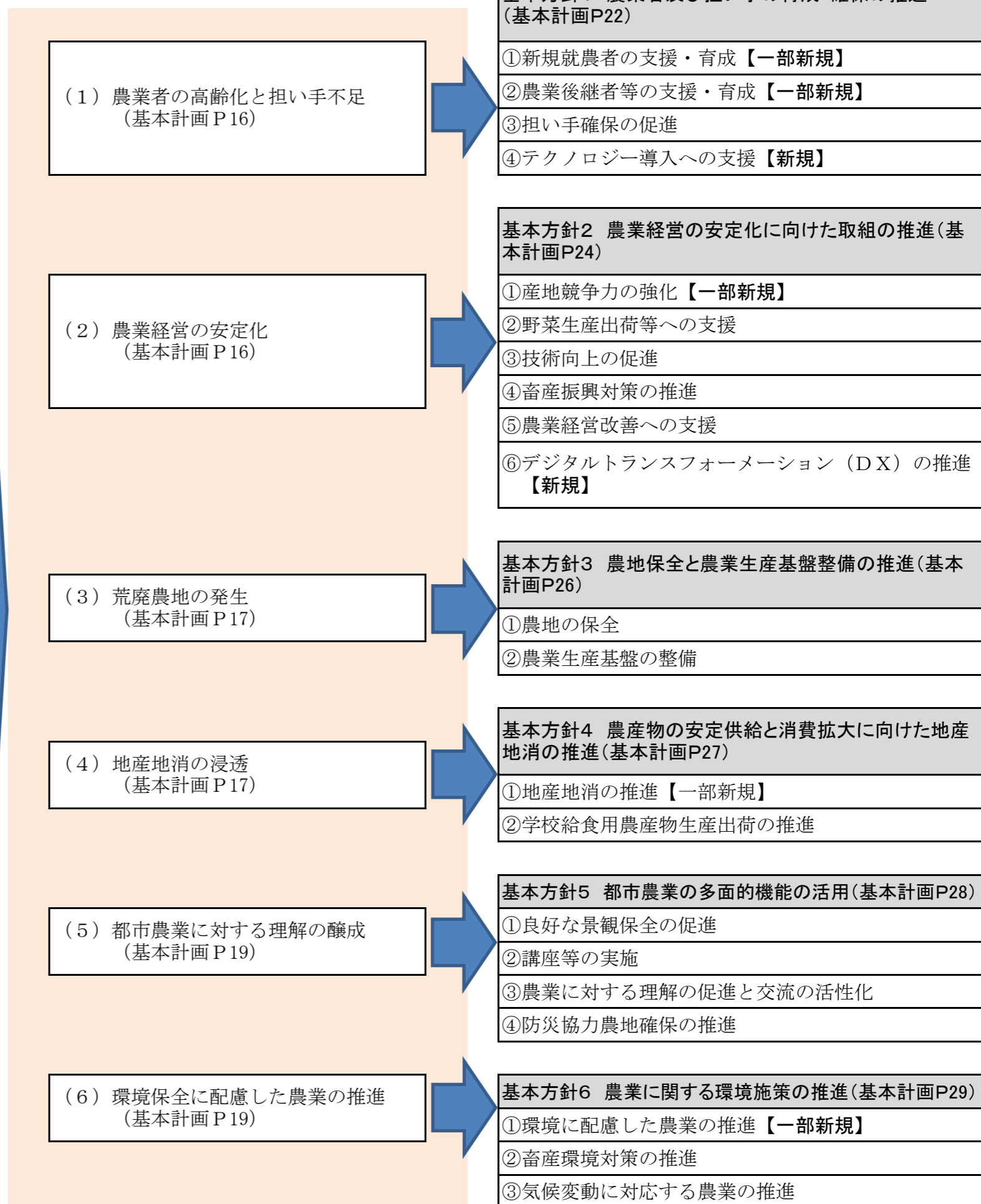
(4) 環境を保全する機能を発揮するための取組	
①環境保全型農業の推進【基本方針6】	②水田の保全（生物多様性）【基本方針5】
③耕畜連携の推進【基本方針6】	

(5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能を発揮するための取組	
①地産地消講座の開催（栽培収穫型、料理学習型）【基本方針4・5】	②援農ボランティア養成講座の実施【基本方針1・5】
③農業体験講座の実施【基本方針5】	④畜産共進会等の開催【基本方針5】
⑤農福連携の実施【基本方針1】	⑥「藤沢市観光振興計画」との連携【継続】
⑦学校教育との連携【基本方針4】	

(6) 農業に対する理解醸成機能を発揮するための取組	
①市内農産物の品評会等の実施【基本方針5】	②地産地消講座の開催（収穫体験型）【基本方針4・5】
③農業体験や農園見学の推進【基本方針5】	④藤沢市地産地消推進事業実行委員会への負担金【基本方針4】
⑤畜産共進会等の開催（再掲）【基本方針5】	

課題の整理

本市農業におけるこれまでの取組と現状をとらえ、課題を6つに整理



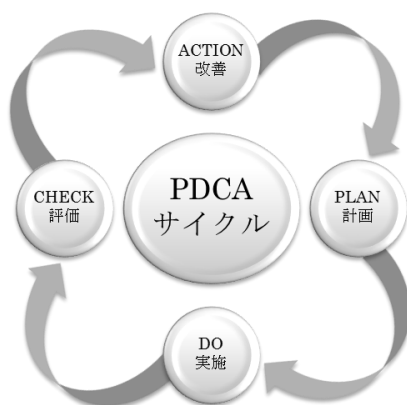
第5章 計画推進のために

1 関係機関等との連携

本市農業振興を推進し、都市農業の多様な機能を発揮するためには、市と農業振興に関わる各主体との連携が重要であると考えます。市は、計画の推進にあたり、農業振興に関わる各主体との連携を図りながら、計画の周知と都市農業振興の施策を実行していきます。

2 計画の進行管理

市と農業振興に関わる各主体は、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じ計画の進捗状況について情報交換を行い、課題の共有と本市農業振興への効果の検証を行います。また、解決すべき課題や問題を明確にし、計画・実施・評価・改善を繰り返し行うなど、適切な進行管理を行います。



〔数値〕 出典・参考

- ・農林水産省「農林業センサス」
- ・農林水産省「平成31～令和2年（2019～2020年）関東農林水産統計年報 関東農政局統計部」
- ・農林水産省等の官公庁ホームページ
- ・藤沢市農業委員会「令和2年度 農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施結果」
- ・藤沢市「令和2年度 固定資産税概要調書」
- ・藤沢都市計画計画書 2020年（令和2年）4月
- ・藤沢農業振興地域整備計画書 平成27年11月
- ・藤沢市「統計年報 2020年（令和2年）版」
- ・藤沢市「令和2年度地産地消に関するアンケート調査結果」

藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市農業の多様な機能の発揮を通じて、農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成に資することを目的とした基本計画の期間満了に伴い、計画を改定するため、「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(調査審議事項等)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)第10条に規定する本市における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)の策定に係る事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員9人をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数で、市長が委嘱する。

- (1) 藤沢市農業委員会委員 1人
 - (2) さがみ農業協同組合役員 1人
 - (3) さがみ農協藤沢市農業経営士協議会役員 1人
 - (4) さがみ農協藤沢市青壮年部役員 1人
 - (5) さがみ農協藤沢市青少年藤友会役員 1人
 - (6) JAさがみさわやか倶楽部藤沢地区役員 1人
 - (7) 藤沢市新規参入者連絡会役員 1人
 - (8) 藤沢市畜産会役員 1人
 - (9) 藤沢市土地改良協会役員 1人
- 2 協議会には会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までの間とする。

(会議等)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(結果報告)

第7条 会長は、第2条に掲げる事項について調査審議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、経済部農業水産課において総括し、及び処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会委員名簿

職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名
会 長	高橋 弘	さがみ農協協同組合藤沢地区運営委員会・委員長
副会長	湯澤 与志男	さがみ農協藤沢市農業経営士協議会・会長
委 員	齋藤 義治	藤沢市農業委員会・会長
委 員	和田 良勝	さがみ農協藤沢市青壮年部・部長
委 員	伊澤 昇平	さがみ農協藤沢市青少年藤友会・会長
委 員	和田 早苗	J Aさがみさわやか倶楽部藤沢地区・部長
委 員	寺師 由布子	藤沢市新規参入者連絡会・会計
委 員	須田 裕	藤沢市畜産会・会長
委 員	渋谷 幸宏	藤沢市土地改良協会・会長

第2次藤沢市都市農業振興基本計画

発行年月日

発行 藤沢市経済部農業水産課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL : 0466-50-3532 (直通)

FAX : 0466-50-8256

Eメール : fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp

